

# 条例・公害関係法令に基づく罰則規定の量刑比較

量刑	神奈川県生活環境の保全等に関する条例			大気汚染防止法			悪臭防止法			水質汚濁防止法			騒音規制法			振動規制法			
	区分	概要	区分	区分	概要	区分	区分	概要	区分	区分	概要	区分	区分	概要	区分	区分	概要		
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	無許可設置	第3条第1項(指定事業所の設置の許可)の規定に違反して指定事業所を設置した者																	
	禁止行為違反	第26条第2項	住居系地域において禁止される悪臭に係る行為の禁止																
		第30条第1項	水質保全水域への排水の排出の禁止																
		第33条第2項	住居系地域において禁止される騒音に係る行為の禁止																
	命令違反	第53条第1項	航空機による騒音機を使用した宣伝放送禁止																
		第29条第3項	特定有害物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透水の排出中止・排出方法変更の命令																
第34条		指定事業所の設置・変更に係る許可違反に対する措置命令																	
第35条		指定事業所に対する改善又は停止の命令																	
	第49条第3項	塵芥焼却行為の中止命令																	
	第86条	地盤沈下防止に係る地下水採取の停止等の命令																	
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金			第9条	ばい煙発生施設の設置・構造等変更届出の排出基準に係る計画変更命令等	命令違反	第8条第2項	悪臭原因物質の規制基準適合命令		第8条	特定施設の設置・構造等変更届出の排水基準に係る計画変更命令等									
			第9条の2	ばい煙発生施設の設置・事前変更届出の総量規制基準に係る計画変更命令等				命令違反	第8条の2	特定施設の設置・事前届出の総量規制基準に係る計画変更命令等									
			第14条第1項	ばい煙発生施設の排出基準に係る改善命令等					第13条第1項	排水基準に係る改善命令等									
			第14条第3項	ばい煙発生施設の総量規制基準に係る改善命令等					第13条第3項	総量規制基準に係る改善命令等									
			第17条の8	揮発性有機化合物排出施設の設置・構造等変更届出の排出基準に係る計画変更命令等					第13条の2第1項	特定地下水浸透水の浸透の制限に係る改善命令等									
			第17条の11	揮発性有機化合物排出施設の排出基準に係る改善命令等					第14条の3第1項	特定事業場設置者に対する地下水の水質の浄化措置命令等									
			第18条の8	特定粉じん発生施設の設置・構造等変更届出の排出基準に係る計画変更命令等					第14条の3第2項	特定事業場設置者であった者に対する地下水の水質の浄化措置命令等									
			第18条の11	特定粉じん発生施設の敷地境界基準に係る改善命令等															
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	命令違反	第54条第2項	飲食店における音響機器の使用停止・改善措置命令			保守義務違反	第13条第3項	臭気指数等の測定業務に係る指定機関における試験検査事務の守秘義務											
		第55条第2項	飲食店営業に係る深夜営業の停止命令			命令違反	第13条第8項	指定機関の欠格要件等の改善命令											
		第56条第3項	飲食店に係る営業時間の変更勧告違反者への命令				第10条第3項	事故時の措置命令											
		第56条の5第3項	大型小売店に係る外部騒音の防止勧告違反者への命令						基準違反	第12条第1項	排水の水質基準								
	第113条の6第1項	地下水水質の浄化措置命令																	
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金														命令違反	第12条第2項	特定事業場に対する騒音の規制基準適合命令	命令違反	第12条第2項	特定事業場に対する振動の規制基準適合命令
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金			第13条第1項	ばい煙の排出基準															
			第13条の2第1項	指定ばい煙の総量規制基準															
			第17条第3項	事故時の措置命令					命令違反	第14条の2第3項	事故時の措置命令								
			第18条の4	一般粉じん発生施設の構造・使用・管理に関する基準適合命令等					第18条	緊急時の措置命令									
		第18条の16	特定粉じん排出等作業の実施届出の作業基準に係る計画変更命令等																
		第18条の18	特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令等																
		第23条第2項	緊急時の措置命令																
6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	無許可変更	第9条第1項の規定に違反して同項に規定する第3条第2項第4号及び第6号から第14号までに係る変更のうち、規則で定める変更をした者																	
	命令違反	第9条第2項	変更の事前届出の計画変更・廃止命令																
		第36条において準用する第35条第1項	指定事業所に対する改善又は停止の命令																
		第50条第2項	炭化水素系物質の発散防止設備の設置命令																
		第112条第2項	緊急事態が予想される場合等の措置又は停止の命令																
		第113条第2項	事故時の措置命令																
3月以下の懲役又は30万円以下の罰金			基準違反	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に該当する基準違反が過失による場合				基準違反	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に該当する基準違反が過失による場合										
			第6条第1項	ばい煙発生施設の設置届出				無届出・虚偽届出	第5条	特定施設の設置届出									
			第8条第1項	ばい煙発生施設の構造等変更届出					第7条	特定施設の構造等変更届出									
			第17条の5第1項	揮発性有機化合物排出施設の設置届出															
		第17条の7第1項	揮発性有機化合物排出施設の構造等変更届出																
		第18条の6第1項	特定粉じん発生施設の設置届出																
		第18条の6第3項	特定粉じん発生施設の構造等変更届出																
		第18条の15第1項	特定粉じん排出等作業の実施届出																
		第15条第2項	季節による燃料使用基準適合命令																
		第15条の2第2項	指定地域における燃料使用基準適合命令																
50万円以下の罰金	命令違反	第96条の6	排出基準に適合しない特定自動車の運行停止命令																
		第96条の9第3項	粒子状物質の量を増大させる自動車燃料の使用・販売禁止命令																
30万円以下の罰金						報告・立入違反	第20条(報告・検査)第1項による報告をせず、若しくは又は虚偽の報告をし、又は同項による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者							無届出・虚偽届出	第6条第1項	特定施設の設置届出			
														命令違反	第15条第2項	特定建設作業の改善命令			
20万円以下の罰金	無届出・虚偽届出	第9条第1項	変更の事前届出																
		第51条第1項	不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業の開始届出																
		第56条の2第1項	大型小売店における夜間小売業に係る開始届出	無届出・虚偽届出	第18条第1項	一般粉じん発生施設の設置届出													
		第56条の2第2項	大型小売店における夜間小売業に係る変更の事前届出		第18条第3項	一般粉じん発生施設の構造等変更届出													
	命令違反	第29条第4項	特定有害物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透施設の改善命令		第18条の2第1項	一般粉じん発生施設の既設届出													
		第53条第5項	騒音機騒音の改善命令		第18条の7第1項	特定粉じん発生施設の既設届出													
地下水採取違反	第75条第1項の規定に違反して揚水施設を設置し地下水を採取した者			第10条第1項	ばい煙発生施設の設置・構造等変更届出の実施の制限	実施の制限違反	第9条第1項	特定施設の設置・構造等変更届出の実施の制限											
変更届出違反	第78条第1項の規定に違反して同項に規定する変更をした者			第17条の9	揮発性有機化合物排出施設の設置・構造等変更届出の実施の制限	記録違反	第14条(排水の水質汚染状態の測定等)第2項による記録をせず、若しくは保存せず、又は虚偽の記録をした者												
報告違反	第108条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者			第18条の9	特定粉じん発生施設の設置・事前変更届出の実施の制限														
立入違反	第111条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は回避した者			報告・立入違反	第26条(報告・検査)第1項による報告をせず、若しくは又は虚偽の報告をし、又は同項による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者			報告・立入違反	第22条(報告・検査)第1項若しくは第2項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者										
10万円以下の罰金	無届出・虚偽届出	第7条	事業開始の届出		第11条	ばい煙発生施設の氏名の変更等届出			第10条	特定施設の氏名の変更等届出									
		第8条第2項	変更許可に係る変更完了届出		第12条第3項	ばい煙発生施設の承継届出			無届出・虚偽届出	第11条第3項	特定施設の承継届出				無届出・虚偽届出	第7条第1項	特定施設の既設届出		
		第8条第3項	変更許可に係る変更中止届出	無届出・虚偽届出	第17条の13第2項	揮発性有機化合物排出施設の氏名の変更等届出・承継届出				第14条第3項	指定地域内事業場における汚濁負荷量の測定手法に係る届出				第8条第1項	特定施設の敷等の変更届出			
		第10条	変更の事後届出		第18条の13第2項	特定粉じん発生施設の氏名の変更等届出・承継届出									第8条第2項	特定工場等における特定施設の既設届出			
		第11条第3項	承継届出		第18条の15第2項	特定粉じん排出等作業の実施の届出													
		第12条	廃止等の届出																
		第51条第3項	不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業に係る変更・中止の届出																
		第56条の2第3項	大型小売店における夜間小売業の廃止等届出																
		第56条の2第4項	大型小売店における夜間小売業の変更の事後届出																
		第79条	地下水採取の変更の事後届出																
		第80条第3項	地下水採取の変更の承継届出																
		第81条第1項	地下水採取の既設届出																
	第82条	地下水採取の廃止届出																	
記録違反	第27条(排煙量及び排煙温度の測定)による記録をせず、若しくは保存せず、又は虚偽の記録をした者																		
	第31条(排水の水質汚染状態及び量の測定)による記録をせず、若しくは保存せず、又は虚偽の記録をした者																		
報告違反	第85条第1項の規定による記録をせず、報告をせず、虚偽の記録をし、又は虚偽の報告をした者																		
	第113条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者																		
5万円以下の罰金														無届出・虚偽届出	第6条第1項	特定施設の設置届出			
														命令違反	第15条第2項	特定建設作業の改善命令			
3万円以下の罰金														無届出・虚偽届出	第7条第1項	特定施設の既設届出			
														報告・立入違反	第14条第1項	特定建設作業の実施の届出			
3万円以下の過料																			
1万円以下の過料														無届出・虚偽届出	第10条	特定施設の氏名の変更等の届出			
														無届出・虚偽届出	第11条第3項	特定施設の承継届出			